

佐賀県告示第221号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報(平成14年佐賀県告示第166号)の一部を次のように改正する。

平成25年6月21日

佐賀県知事 古川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
略				略			
佐賀県農業大学 校入学試験	略			佐賀県農業大学 校入学試験	略		
農業機械士技能 検定試験	学科試験得点 及び実技試験 得点	認定証交付の 日から1か月 間	生産振興部園 芸課				
農業指導士認定 試験	総合得点	3月1日から 1か月間	//	農業指導士認定 試験	総合得点	3月1日から 1か月間	生産振興部園 芸課
略				略			